

## 就学援助費の申請を受け付けています

経済的な理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しており、令和7年度分の申請を受け付けています。

なお、本年度受給していた方が、来年度も継続して受給を希望する場合も、改めて申請が必要になりますので、忘れずに申請してください。

### ▶対象

- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・生活保護に準ずる程度に生活が困窮している世帯の方など

▶申請期限 3月31日(月)(必着)まで

### ▶その他

- ・詳細は市ホームページでご確認ください。
- ・新入学児童生徒学用品費の申請も受け付けています。(令和6年12月27日までの申請期限に間に合わなかった方または申請期限以降に転入された方)

▶申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556—8311

## 小・中学校の指定学校変更について

市では小・中学校の通学区域を規則で定めていますが、次に該当する場合は、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

### ▶指定学校変更(区域外就学)許可基準

| 願出の種類              | 該当学年               | 許可基準  | 許可期限                                | 添付書類  |
|--------------------|--------------------|---|-------------------------------------|---|
| 最終学年               | 小学6年生<br>中学3年生     | 最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合  | 卒業まで                                | —   |
| 学期途中               | 小学1～5年生<br>中学1～2年生 | 学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合  | 学期末まで                               | —   |
| 住宅新築および転居予定        | 全学年                | ・家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため住民票のみ異動した場合<br>・自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり、通学に支障がない場合 | 入居予定日まで                             | 次のいずれか<br>・建築確認書<br>・工事請負契約書<br>・売買契約書<br>・賃貸契約書<br>・完成引渡し証明書 |
| 両親共働きなど留守家庭        | 全学年                | 保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合  | 事由の存在する期間<br>※事由の確認のため、毎年度申立書の提出が必要 | 次のいずれか<br>・勤務証明書<br>・営業証明書                                    |
| 身体的および精神的理由        | 全学年                | ・身体的理由による通学の安全確保の場合<br>・登校拒否が客観的に予想される場合  | 事由の存在する期間                           | ・医師の証明書(身体的理由)<br>・学校長の意見書(精神的理由)                             |
| 家庭の事情により、住所異動できない者 | 全学年                | 居住していることが証明され、学区内の学校へ就学する場合   | 住民登録が行われるまで                         | 次のいずれか<br>・賃貸契約書<br>・民生委員・児童委員が記載した居住証明書                      |
| 特別支援学級に入級する者       | 全学年                | 就学指定校に該当する特別支援学級がない場合   | 卒業まで                                | —   |
| 地域の事情              | 全学年                | 教育委員会が指定学校の変更を認めている地域(許容地域)である場合  | 卒業まで                                | —   |

### ▶指定学校を変更することができる場合の手続き

令和7年度に小・中学校に入学する方は、2月14日(金)までに指定学校変更申立書を提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します。

その他の方については、随時受け付けます。

▶相談・申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556—8311

## ご存じですか 教育振興奨励金

市では、学校教育の他、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に奨励金を交付しています。

▶申請期間 2月3日(月)～20日(休)

▶対象 社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業(広く市民に周知して参加を呼びかける事業)

### ▶交付限度額

個人の場合…5万円

団体の場合…10万円

▶申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556—8311

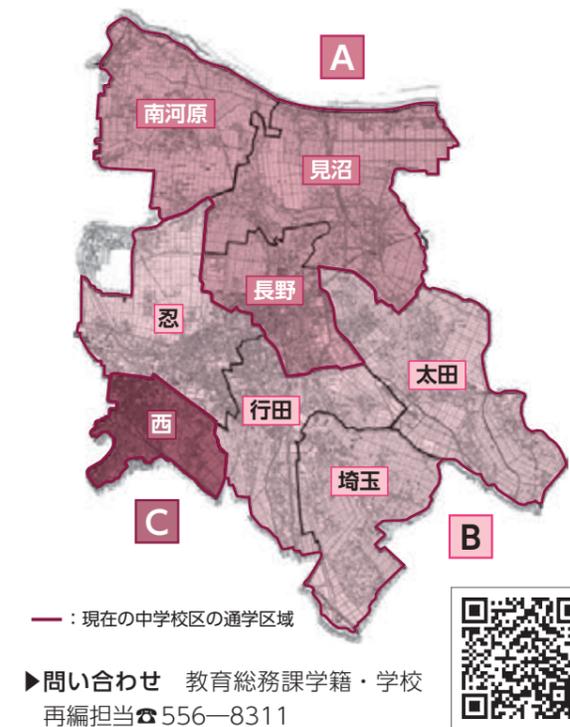
## 学校再編の取り組みを進めています

教育委員会では、子どもたちにとって、より良い教育環境を整備するとともに質の高い教育を実現するため、令和6年8月に今後の学校再編の方向性を示す「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画(骨子編)」を策定しました。この骨子編では、おおむね10年後に小・中学校を再編し、3校の義務教育学校の設置を目指すこととしています。

この骨子編の内容を踏まえ、現在、再編後の学校の位置や施設の整備方法をはじめ、義務教育学校で取り組む教育の方向性を示す計画の策定に向けて、検討を進めています。

そこで、市民の皆さんとの共通理解を図るため、義務教育学校に関する情報を「市報ぎょうだ」2月号からお知らせする予定です。

### ▶新しい学校の将来像



## 小動物(ペット)火葬棟整備工事を 行います

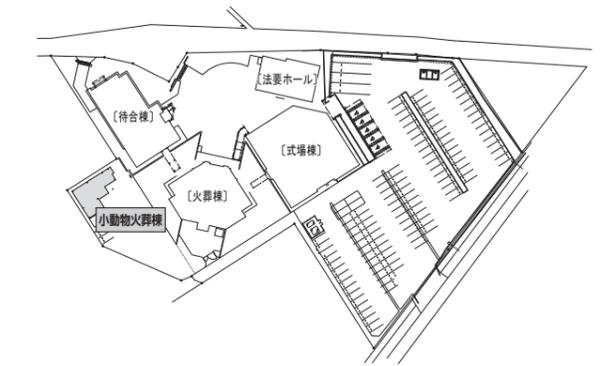
家族の一員でもあるペットの一生に責任をもって見届けたいという市民の皆さんのペットライフに寄り添い、収骨室や待合室などを備えた小動物火葬棟を斎場敷地内に整備します。施設の稼働は令和8年2月1日を予定しています。

工事期間中は、斎場を利用される皆さんにご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶工事期間 1月～12月(予定)

▶工事箇所 斎場敷地内西側駐車場

### 〈配置図〉



### 〈平面図〉



▶問い合わせ 市民課(内線248)

## ご利用ください 入学準備金貸付制度

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▶申請期間 2月3日(月)～20日(休)

▶貸付金額 ①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合…30万円以内  
②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合…20万円以内

▶対象 申請時点で市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方※連帯保証人(本市に居住し、一定の職業または相当の資産を有する方)が必要

### ▶申請時に添付する書類

- ・在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し
- ・家庭調書
- ・住民票の写し(世帯全員)
- ・承諾書

### ▶貸し付け決定後に提出する書類

- ・借用書※連帯保証人が必要
- ・入学許可書または合格通知書

▶返還方法 3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い

▶申請・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556—8311